多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成２６年法律第７８号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			大矢野町 維和地区	無	平成27年度 ～平成31年度	下山集落
	○			大矢野町 維和地区	無	平成27年度 ～平成31年度	蔵々集落
	○			松島町 教良木地区	無	平成27年度 ～平成31年度	老岳集落
	○			松島町 教良木地区	無	平成27年度 ～平成31年度	持田黒仁田集落
	○			松島町 教良木地区	無	平成27年度 ～平成31年度	鷺力集落
	○			松島町 教良木地区	無	平成27年度 ～平成31年度	星平集落
	○			松島町 内野河内地区	無	平成27年度 ～平成31年度	内野河内集落
	○			龍ヶ岳町 大道地区	無	平成27年度 ～平成31年度	大作山集落